

嚴秘

18年12月31日

日
號
號
淨書
校合
發送

總裁

局長 野保

課長 區 (天)

係長 福

保險院簡易保險局

伺

保健所ト簡易保險健康相談所トノ統合ニ
関スル覺書ニ交換ニ関スル件

厚生 逓信 兩大臣、簡易生命保險事業ニ於ケル被保險
者保健施設ニ関スル覺書ニ因リ今般 厚生省 健民
局長トノ間ニ別紙ノ通 覺書ヲ交換スルコトト致度
仰高裁

保健所ト簡易保険健康相談所ト、統合ニ
関スル覺書

厚生、逓信西大臣、覺書ニ依リ、簡易保険健康相談所ヲ
保健所ニ統合スルニ當リ、厚生省健民局長ト逓信院野
金保険局長トハ協議、上左ノ事項、實現方ニ関シ確
約シ本覺書ヲ交換ス

昭和 年 月 日

厚生省健民局長 小林 昇次

逓信院野金保険局長 岡崎 誠一

一 保健所ヲ保健指導ノ中核トシテ強力ニ推進セシムル為
保健所豫算ヲ増額シ併セテ職責、資質向上ヲ圖ルコト
二 保健所行政、綜合調整及命令ノ一貫性並ニ技術管理
徹底ヲ期スル為中央地方ノ保健所行政機構ヲ強力

ニ整備拡充スルコト

三 保健所長ノ権限ヲ拡大強化シ新ニ防疫、勞務監督等ニ関スル権限ヲ附與シ眞ニ保健所ヲシテ衛生郡役所トシラシムルト共ニ慢性疾患特ニ結核花柳病ノ治療ヲ為シ得ルコトトスルコト

四 厚生、逓信兩大臣ノ學覽書^{（趣旨）}ニ依リ地域的ニモ内容的ニモ現在簡易保険健康相談所ガ被保険者ニ提供シツツアル便宜ヲ裁殺セシメキル様左ノ措置ヲ為スコトノ保健所ハ現在簡易保険健康相談所ニ於テ為シツツアル^{（趣旨）}診療ヲ行フコト

ニ保健所使用料^{（額）}現在簡易保険健康相談所使用料^{（額）}以内タルコト

五 簡易保険健康相談所関係職員ハ野金保険局、逓信局、相模野^{（中）}希望スル者ニ付テハ厚生省、都廳府

縣及五大都市ニ引續キ職員ヲラシメ之ガ待遇ヲ低下セシメザルト共ニ保健所職員ノ待遇及給與ヲ改善向上セシムルコト

六 通信院野金保険局職員中ノ若干名ヲ厚生省兼務官トラシムルコト

七 通信院野金保険局ハ隨時局員ヲ派シ保健所運営ノ實況ヲ視察シ得ルコトトスルコト

Handwritten text in vertical columns within a lined frame. The text is written in a cursive style and is mostly illegible due to fading and the quality of the scan. It appears to be a formal document or a letter.

大正五年五月廿一日

(共五頁) 第五頁

撫養シ人の協同

三

1. 厚生省ニ保健所行政ヲ主事スル一課ヲ創設シ且各都府縣並地
方ニ一名計九名ノ技術官ヲ置キ保健所行政ノ指導監察并任セシム
ルコト
2. 都道府縣ニ各一名ノ保健所指導官并技術官ヲ置クコト
3. 保健所行政ノ綜合調整及命令ノ一貫性並ニ技術管理ノ徹底ヲ期スル爲
ニ保健所行政ノ綜合調整及命令ノ一貫性並ニ技術管理ノ徹底ヲ期スル爲
ニ保健所行政ノ綜合調整及命令ノ一貫性並ニ技術管理ノ徹底ヲ期スル爲
ニ保健所行政ノ綜合調整及命令ノ一貫性並ニ技術管理ノ徹底ヲ期スル爲

保健所ト簡易保健健康相談所トノ統合ニ關スル件（甲合案）

簡易保健健康相談所ヲ保健所ニ統合スルニ當リ左ノ事項ノ實現ニ努力ス
ベキ申合ヲ爲シ茲ニ著名ス

一、保健所ヲ國民保健指導ノ中核機關トシテ其力ヲ兼進セシムル爲保健所
課算ヲ増進シ併キテ職員ノ資力向上ヲ圖ルコト

二、保健所行政ノ綜合調整及命令ノ一貫性並ニ技術管理ノ徹底ヲ期スル爲
ニ左ノ措置ヲ爲スコト

- 1、厚生省ニ保健所行政ヲ主事スル一課ヲ創設シ且各都府縣並地
方ニ一名計九名ノ技術官ヲ置キ保健所行政ノ指導監察并任セシム
ルコト
- 2、都道府縣ニ各一名ノ保健所指導官并技術官ヲ置クコト

保健所長ノ補少ヲ擴大強化シ新ニ防疫、勞務監督等ニ關スル權限ヲ附
與シ眞ニ保健所ヲシテ衛生郡役所タラシムルト共ニ慢性疾患等ニ結核
花柳病ノ治療ヲ爲シ得ルコトトスルコト

三、厚生、通信兩大臣ノ登奏ノ趣旨ニ依リ地域のニモ内容的ニモ現在簡易
保健健康相談所ガ被保護者ニ提供シツツアル便宜ヲ激發セシメザル爲
左ノ措置ヲ爲スコト

- 1、保健所へ簡易保健健康相談所ニ於テ兼シツツアル診療ヲ行フ
コト
- 2、保健所使用料金額ハ其在簡易保健健康相談所使用料金額以内タル
コト

五、簡易保健健康相談所關係職員（通信院貯金保護局、通信局、簡易保健

五、簡易保健健康相談所關係職員（通信院貯金保護局、通信局、簡易保健

健康相談所一申着事者ニ付テハ厚生省、都道府縣及五大都市ニ引續キ
職員タラシメ之ガ待遇ヲ低下セシメザルト共ニ保健所職員ノ待遇ヲ改
善向上セシムルコト

- 1、逓信局職社課長ハ可成都道府縣ノ衛生課長タラシムルコト
- 2、逓信局書記及職託職員ハ地方技師ニ任用スルコト
- 3、職託藥劑員及技師員ハ地方技手ニ任用スルコト
- 4、逓信局書記及書記補ハ地方屬ニ任用スルコト
- 5、看護婦及事務員ハ夫々職員トシ優秀ナル看護婦長及事務員ハ判任
官ニ任用スルコト
- 6、以上ノ任用ニ際シテハ現ニ受クル俸給給料ヲ基準トシ低減セシメ
ザルコト

六、保健所運営ニ關シ緊密ナル連絡ヲ保持スル爲逓信院貯金保險局ト厚生
省健民局トノ相互間ニ業務官ヲ設置スルコト

七、逓信院貯金保險局ハ臨時厚生省健民局ト協議ノ上局員ヲ派シ保健所運
營ノ實況ヲ觀察調査シ得ルコト

八、簡易保險局ト日本藥劑師會トノ協約ニ依ル日本藥劑師會營業局ニ關シ
テハ厚生省ニ於テ適當ニ措置スルコト

昭和十九年 月 日

厚生省健民局長名

逓信院貯金保險局長名